

答 申

1 審査会の結論

島根県知事（以下「実施機関」という。）が本件異議申立ての対象となった公文書を一部非公開としたことについては、次の情報については公開すべきであるが、その他の部分を非公開としたことは妥当である。

- (1) 会場となったホテル名
- (2) 施設建設地の地域名

2 本件諮問に至る経緯

平成12年10月11日本件異議申立人より次のとおり公開請求があった。

「 会理事会の議事録（設立委員会発足会議、設立準備会を含む）」

実施機関は同年10月20日付けで次のような決定を行った。

なお、「 会」は特定の社会福祉法人の名称であり、以下「本件法人」とする。

(1) 対象公文書、決定内容及び公開しない部分

会理事会の議事録（設立委員会発足会議、設立準備会を含む）

決定内容：部分公開

公開しない部分：個人情報に関する部分、事業活動情報に関する部分

(2) 公開しない理由

ア 個人のプライバシーを保護するため。

イ 公開すると本件法人等の競争上の地位を害するため。

ウ 公開すると法人の社会的信用、社会的評価を損なわせ、本件法人等の正当な利益を害するため。

異議申立人は、これらの決定のうち、事業活動情報に関する部分についての非公開を不服として平成12年12月20日に異議申立てを行い、実施機関は島根県情報公開条例（平成6年島根県条例第1号。以下「条例」という。）第12条第1項の規定に従い平成13年2月2日付けで当審査会に諮問書を提出した。

3 異議申立人の主張

(1) 異議申立ての趣旨

本件公文書のうち、事業活動情報に関する部分の非公開決定処分の取消を求める。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の意見書及び口頭による主張の要旨は、以下のとおりである。

決定時は、すでに本件法人の運営する建物の建築が始まっていて、公開により本件法人等の競争上の地位を害したり、法人の社会的信用、社会的評価が損なわれるとは思えない。

4 実施機関の主張

実施機関の非公開理由説明書及び口頭による主張の要旨は、以下のとおりである。

本件社会福祉法人の理事会議事録における会議の経過や各理事の発言内容は、法人の内部管理に関する情報であって、本来、法人が自主的・自律的に公開するか否かを決定されるべきものであると考える。

これを実施機関において本件法人の意思と無関係に全面公開することは、法人の自主性・自律性を損ない、社会福祉法第61条第1項第2号に定める「国及び地方公共団体は、他の社会福祉事業を経営する者に対し、その自主性を重んじ、不当な関与を行わないこと」との規定に抵触するおそれがある。

その一方、社会福祉法人は、社会福祉法第24条において事業経営の透明性の確保が経営の原則として求められており、今後の理事会における自由かつ率直な意見交換等が阻害されず、理事会の審議・議決の決定に支障が生じないと明らかに認められるものについては、情報公開条例の原則公開の趣旨に則り、公開すべきと考える。

以上から、条例第9条第2号（個人情報）及び同条第3号（事業活動情報）に該当するものは非公開とし、その余のものは公開する部分公開決定を行った。

5 審査会の判断

(1) 本件公文書は、本件法人から社会福祉法人設立認可申請の際に実施機関に対して提出された議事録であり、第1回は設立委員会発足会議であり、第2回以降が設立準備会に係るもので、第27回までの開催分である。

社会福祉法人の設立認可は、社会福祉法第31条第1項により知事へ申請することとされ、その手続きとして、社会福祉法施行規則第2条により、設立認可申請書と定款を提出することとなっている。

議事録の提出は、その申請の審査のための書類として実施機関が求めたものであ

り、本件法人から任意に提出されたものである。

なお、社会福祉法人の認可に当たっては、社会福祉法人設立等認可審査要綱に基づき、知事が、法人の名称、事務所の所在地及び役員の氏名、事業名、施設の名称及び所在地、定員、規模及び構造並びに事業開始予定時期について、公表することとされており、本件申請は異議申立人の公開請求時には既に認可され、公表も行われている。

本件は、実施機関が条例第9条第3号（事業活動情報）に該当するとして非公開とした部分に対して、異議申立てがなされたものである。

## (2) 条例第9条第3号（事業活動情報）該当性

実施機関は、当該議事録における議事経過や各理事の発言内容は、本件法人の内部管理に関する情報であり、その意思によらず公開することは、今後の事業運営に支障が生じると認められ、条例第9条第3号（事業活動情報）に該当すると主張する。

これに対し、異議申立人は、既に本件法人の運営する建物の建築が始まっている状況からして、議事録を公開することにより、法人の競争上の地位を害したり、法人の社会的信用や社会的評価が損なわれることはないので、同条第3号には該当しないと主張している。

そこで、この点について検討する。

ア 本件議事録は、社会福祉法人設立準備会での審議を記録したものであり、事業計画や関係機関との協議、用地選定及び買収計画など、事業活動上の情報と認められる。

また、その内容は、単に議題と議事経過を記録するに留まらず、委員の発言ごとに氏名と発言内容が記載され、決議に至る経緯として、事業や人事に関する評価なども述べられており、法人の内部管理情報と認められるものである。

イ 実施機関は、本件議事録については、本件法人が、事業経営の透明性の確保を求められている社会福祉法人であるという、公益性の観点から、かなりの部分を既に公開しており、更に3号該当として非公開とされた部分が公開されると、詳細な経営方針、経理、人事、労務管理等の内部管理情報が明らかになり、今後本件法人を運営していく上で、利益が損なわれると認められる。

ウ 議事録は、任意な立場で本件法人から提出されたものを実施機関が取得したものであり、規定された公表事項の範囲を超え、法人の意思によらない方法で一般に公開することは、法人の設立認可を行う所轄庁としての権限の範囲とは認め難

く、法人の自主性を損なうものである。

エ 以上のことから、実施機関が、本件法人の事業運営上の利益を損うとして行った、部分公開決定は妥当である。

ただし、会場となったホテル名については、それが公開されても本件法人及び相手方の事業運営上の支障は認められず、また、施設建設地の地域名は認可時にその地番まで公表されているので非公開情報には該当しない。

(3) 以上のとおりであるので、審査会の結論のとおり答申する。